議案第　　号

南砺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について

南砺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年　　月　　日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市条例第　　号

南砺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

南砺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成２８年南砺市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「南砺市井波５２０番地（南砺市役所井波庁舎内）」を「南砺市荒木１５５０番地」に改める。

附　則

この条例は、令和２年１月６日から施行する。

南砺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(名称及び位置) 第2条　消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)　(略) (2)　位置　南砺市井波520番地(南砺市役所井波庁舎内)	(名称及び位置) 第2条　消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)　(略) (2)　位置　南砺市荒木1550番地	福光庁舎への移転に伴う位置の改正